

耐震診断・耐震補強をしましょう！

市では令和7年度まで**無料で木造住宅の耐震診断**を行っています。耐震補強に対しても補助をおこなっていますので、お気軽にご相談ください。

※昭和56年5月31日以前着工の木造住宅に限ります。

問い合わせ先：市役所 建築住宅課

☎ 22-1229 FAX.22-1208



市からの防災情報を確認しましょう！

市内の防災情報については

電子メールによる防災情報の配信サービス

も行っておりますので、ぜひご登録ください。

＜登録方法＞

右記QRコードを読み取って
登録ページへお進みください。

問い合わせ先：市役所 危機管理局

☎ 22-1319 FAX.22-1239



スマートフォン・
パソコンから



フューチャーホンから

携帯電話があなたの命を救います！

視覚または聴覚に障害がある方の携帯電話に

無料で災害情報を配信するサービス(レスキューナウ)

があります。

※携帯電話で電子メールを受信できる機能が必要です。

※メール受信時にパケット料金がかかります。

※事前登録が必要です。

問い合わせ先：市役所 障がい療育支援課

☎ 22-1145 FAX.22-1251



大雨警報が
発令されました

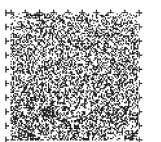
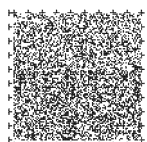
お問い合わせ先

富士宮市役所 福祉企画課

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 富士宮市役所1階

TEL.0544-22-1457 FAX.0544-22-1277

E-mail: fukushi@city.fujinomiya.lg.jp



避難行動要支援者名簿 登録のご案内

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうろく あんない
さいがいじ じりき ひなん むずかしい かた
災害時に自力で避難することが難しい方へ

1 はじめに

この名簿は、災害時に自力で避難することが難しく、支援を要する方(「避難行動要支援者」と言います。)を登録しておくことで、名簿への登録に同意された方の情報を**事前に**避難支援等関係者(自主防災会や民生委員児童委員など)へと提供するものです。

大きな災害の発生などが起きた場合、行政の支援「公助」が届くまでには時間がかかります。

いざという時に頼りになるのは、住民同士の助け合い「互助」です。

この制度をきっかけに、自分の身は自分で守る「自助」について今一度考えていただき、情報提供を受けた地域とともに助け合いの体制整備を進めるなど、安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを目指します。

名簿登録にあたっての留意事項

- ・災害の支援活動は、地域の「助け合い」の中で出来る範囲で行うものです。
- ・本名簿は、事前に避難支援等関係者に提供することで、発災時の安否確認を速やかに行うためのものです。
- ・発災時には、災害対策基本法により同意の有無に関わらず名簿を提供する場合があります。



2 名簿登録の対象者

次の①～⑦までのいずれかに該当する**在宅**の方で、自分の個人情報を提供できる方。

※施設等に長期で入所している方は、対象にはなりません。

- ① 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方
- ② 要介護3～5の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- ④ 療育手帳 A の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方
- ⑥ 特定疾病治療研究事業の医療費支給認定を受けている難病患者の方
- ⑦ ①～⑥に該当しないが、災害時に支援が必要で自ら登録を希望する方

3 避難行動要支援者名簿の掲載内容

名簿掲載に同意した場合に掲載されるのは次の項目です。

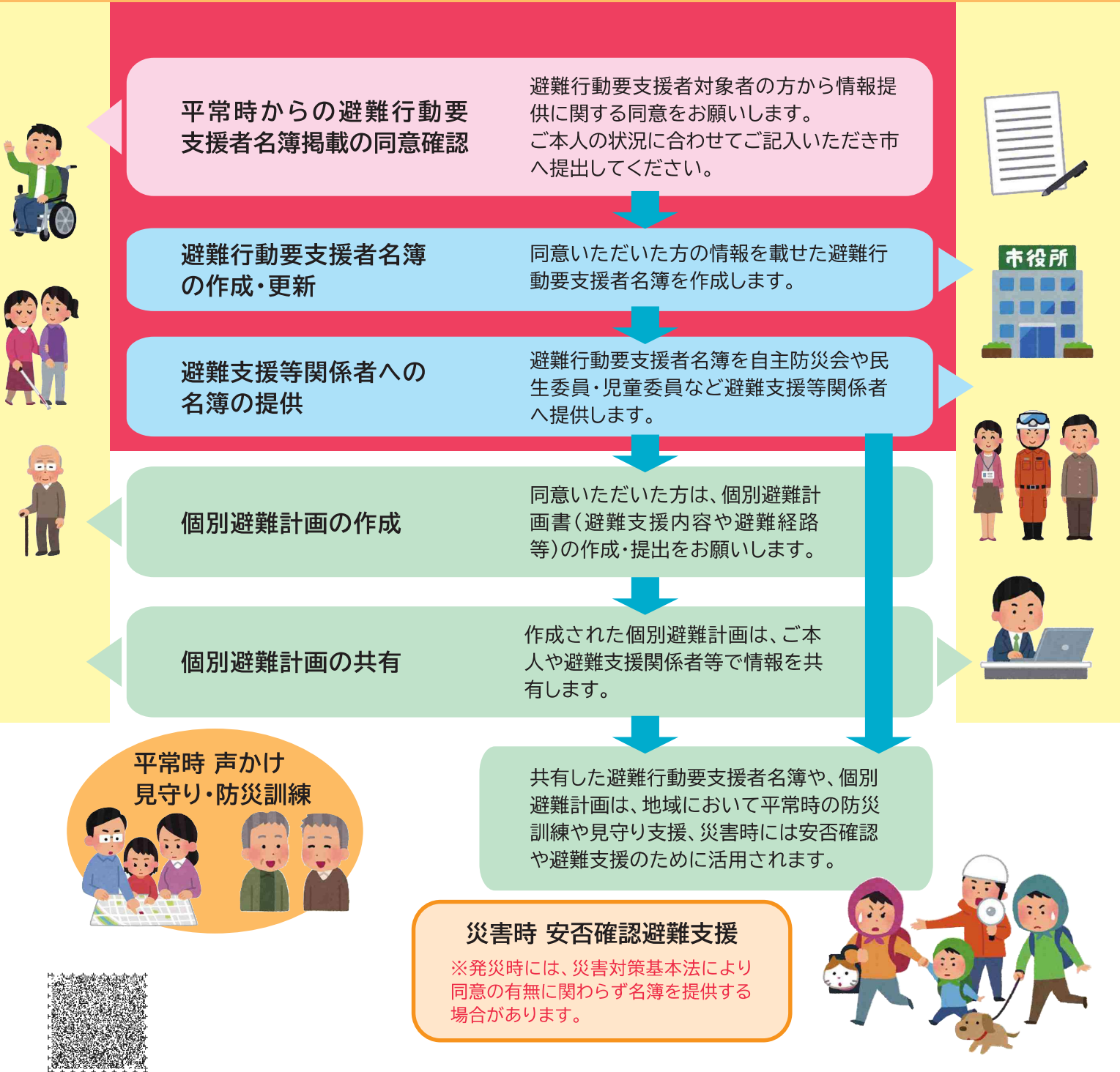
①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所(居所) ⑤連絡先 ⑥介護度や障害の種類など

日頃からできること

- ・ご自身でも、災害に備えて日頃から準備しておくことが大切です。
- ・食料や備蓄品などの準備(最低3日分できれば7日以上)、非常持ち出し品の準備、家具類の転倒防止、避難場所や避難経路の確認、家族内での安否や連絡方法の確認など、事前の備えをしっかりと行いましょう。
- ・日頃から市や自治会などの防災訓練に参加し、地域の方々とつながりを深めておきましょう。



4 避難行動要支援者支援の全体像(イメージ)



Q&A(よくある質問)

Q なぜ避難行動要支援者名簿を作成するの？

A 避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らない、いざというときの支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられるため、災害対策基本法に基づき地域で支え合う仕組みづくりを行うものです。

Q 避難支援等関係者とは？

A 自主防災会、民生委員・児童委員、消防団員、その他行政機関及び福祉関係団体を言います。

Q 名簿掲載に同意をするとどうなるの？

A 避難支援等関係者へと名簿情報が共有され、平常時からの見守りや災害時に備えた顔の見える関係性づくりが可能となり、ご本人がより安心して地域で生活することができます。

Q 名簿に掲載された人は、必ず助けてもらえるの？

A この制度は、地域による平常時からの互助推進のための取り組みであり、地域の方の協力がなくては成り立ちません。避難支援をしてくれる方やそのご家族の安全確保が前提での活動のため、必ずしも災害時の避難支援が保証されるものではありません。

Q 同意申請書の提出が期限を過ぎてしまった場合どうなるの？

A 随時提出を受け付けておりますが、同意を得られた方の名簿は、避難支援関係者へ年1回お渡しするために12月末に締め切りを設けています。そのため、締め切り後の提出は避難支援関係者への名簿提供までにお時間をいただく場合があります。

Q 社会福祉施設等へ長期間入所等をしている人は名簿に掲載されるの？

A 名簿掲載対象者は、あくまでも在宅の方で避難支援が必要な方を掲載しています。社会福祉施設等へ長期間入所等をしている人は、その施設等で入所者の安全対策を行うこととなります。

Q 名簿に掲載された個人情報の漏えいが心配。

A 避難支援等関係者には、災害対策基本法により「守秘義務」が課せられており、正当な理由がなく知り得た情報を漏らしてはいけない規定がされています。

Q 名簿掲載に同意しないとどうなるの？

A 平常時には、避難支援等関係者へと名簿情報を提供しないこととなります。ただし、発災時または災害の恐れがある場合には、災害対策基本法により生命または身体を災害から保護するため避難支援に必要な限度で同意の有無に関わらず名簿を避難支援等関係者に提供する場合があります。

Q 同意申請書を返送(回答)しないとどうなるの？

A 避難支援等関係者に名簿情報を提供することはありませんが、ご本人の意思確認ができないため、3年毎に再度、同意申請書を送付させていただきます。

